

規制改革会議 雇用・就労TFヒアリング

厚生労働省説明資料

平成19年11月5日

厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護制度の概要

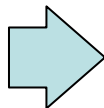
1 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等

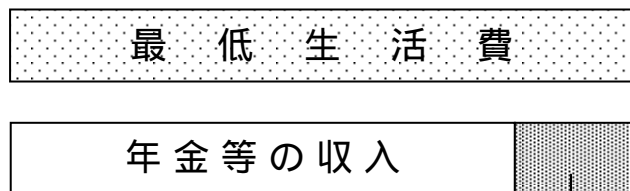


保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

保護適用後にも届出を義務付け

支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

2 生活保護基準の内容

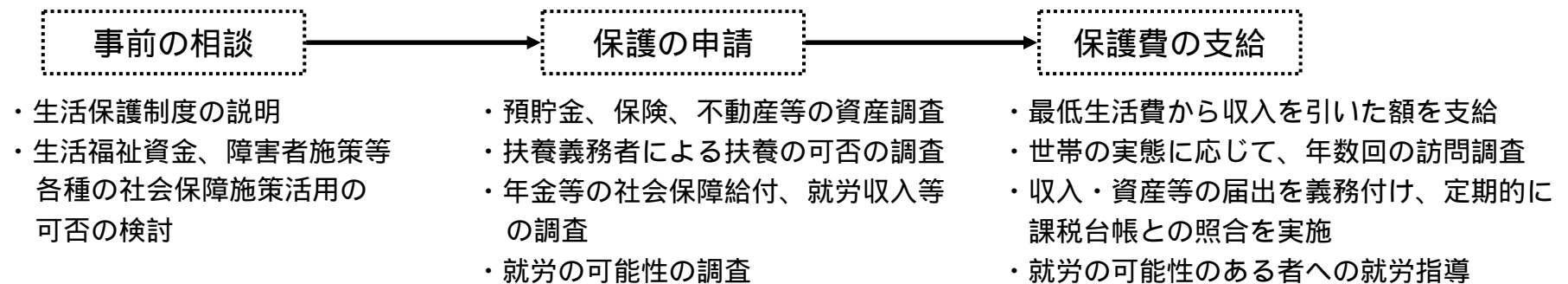
生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。（生活保護法第8条第2項）

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支 給 内 容
日常生活に必要な費用 （食費・被服費・光熱水費等）	生活扶助	基準額は、 食費等の個人的費用（年齢別に算定）と 光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 なお、特定の世帯については加算が上乘せされる。 → 母子加算、障害者加算等
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

3 生活扶助基準の例 (平成19年度)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	174,540円	140,090円

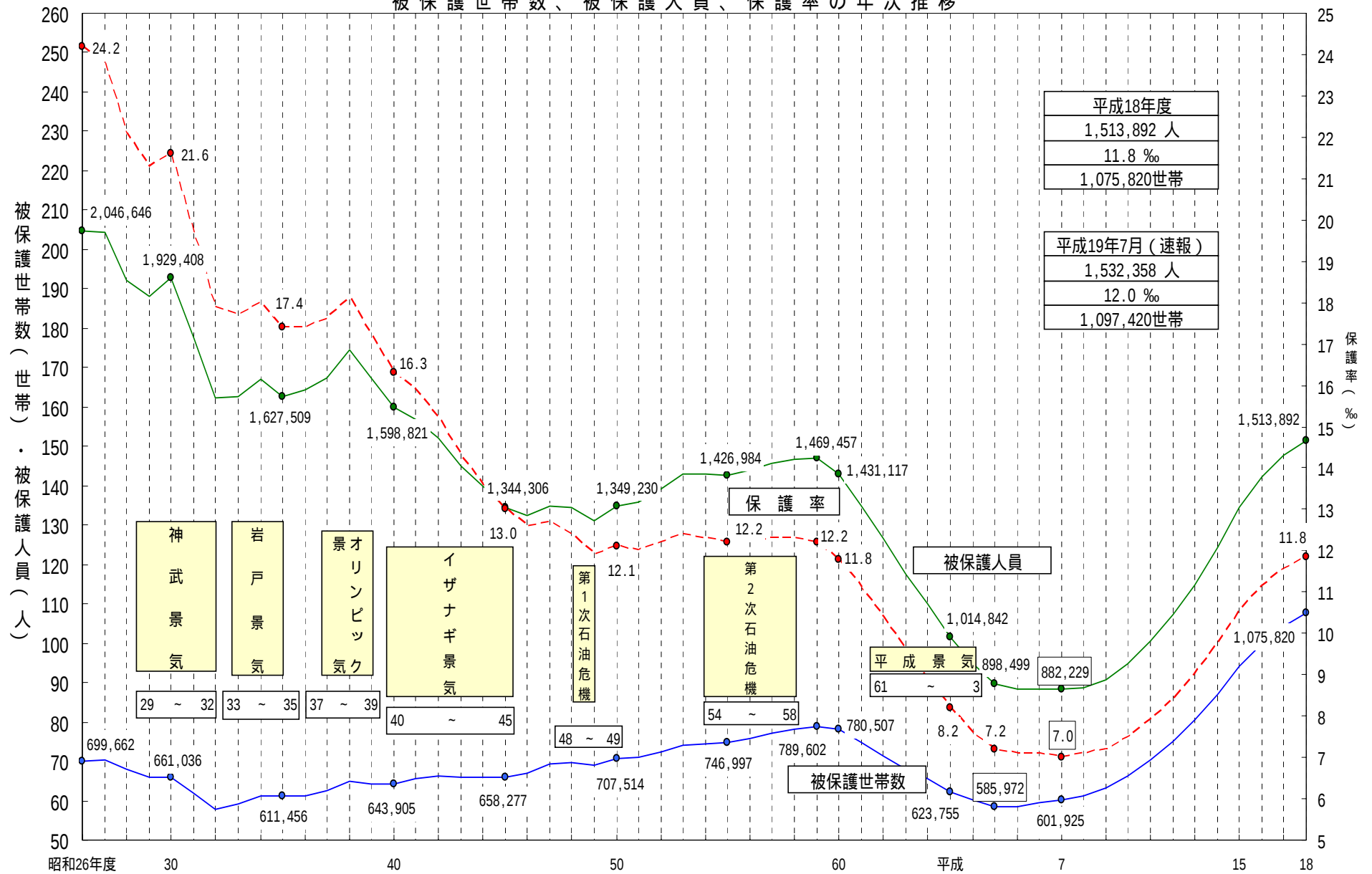
4 生活保護の手続



5 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3 / 4、地方自治体が1 / 4を負担。

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例